

ゆとりと豊かさを 実感できる島根の実現

令和5年度(2023)第3回島根県議会(第2回定例会)

2023.11

第2号



岸みちぞうの県政レポート



令和5年度島根県種畜共進会(2023.10.7)

《目次》

令和5年度(2023)第3回島根県議会(第2回定例会)	2
◇審議状況	2
◇一般質問	3
◇環境厚生委員会	15
◇令和5年度島根県一般会計補正予算の概要	17
◇決算特別委員会環境厚生分科会	17
◇地方創生・行財政改革調査特別委員会	19
環境厚生委員会県内視察	20
編集後記	22

令和5年度(2023)第3回島根県議会(第2回定例会)

会期 令和5年9月7日(木)～10月5日(木) (28日間)

9月7日(木) 議会運営委員会

本会議(会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、決算特別委員会の設置および委員の選任、知事提出議案上程・提案理由説明・質疑)
決算特別委員会(全体会・分科会)

防災地域建設委員会

9月8日(金) 全員協議会

9月14日(木) 議会運営委員会

本会議(諸般の報告、代表質問)

9月15日(金) 本会議(一般質問:1日目)

9月19日(火) 本会議(一般質問:2日目)

9月20日(水) 各派代表者会議

本会議(一般質問:3日目)

9月21日(木) 本会議(一般質問:4日目)

9月22日(金) 議会運営委員会

本会議(一問一答質問:1日目)

9月25日(月) 本会議(一問一答質問:2日目)

広報委員会

9月26日(火) 本会議(諸般の報告、知事提出議案上程・提案理由説明・質疑、議員提出意見書上程・説明、表決、先議事件の審議(委員会付託))

総務委員会、環境厚生委員会

本会議(先議事件の審議(委員長報告・質疑・討論・表決))

決算特別委員会(全体会)

9月27日(水) 総務委員会、防災地域建設委員会、環境厚生委員会、農林水産商工委員会

9月29日(金) 決算特別委員会(分科会)

10月2日(月) 地方創生・行財政改革調査特別委員会

10月3日(火) 中山間地域・離島振興特別委員会

10月5日(木) 本会議(委員長報告、質疑・討論・表決、議員提出意見書上程・説明・討論・表決、閉会中の継続審査・調査付託)

審議状況

令和5年度第2回定例会では、初日に「令和5年度島根県一般会計補正予算(第4号)」「令和5年度島根県公債管理特別会計補正予算(第1号)」「令和5年度島根県病院事業会計補正予算(第1号)」など予算案18件、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」など条例案3件、「公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限について」「隠岐広域連合規約の一部改正について」「令和5年度島根県一般会計補正予算(第3号)」「令和4年度島根県病院事業会計決算の認定について」「令和4年度島根県宅地造成事業会計決算の認定について」など一般事件案10件が上程され

ました。また、諸般の報告とともに提案理由の説明がありました。そして、決算審査が行われることから、決算特別委員会が設置されました。議案および請願2件、陳情2件については各常任委員会および決算特別委員会に付託され、それぞれ審査されることになりました。その後、各会派を代表して3名から代表質問、16名の議員から一般質問、8名の議員から一問一答質問があり、議論が展開されました。

9月26日には「令和4年度決算の認定について(一般会計及び特別会計)」の1件が追加上程され、一般事件案はあわせて11件となりました。また、「令和5年度島根県一般会計補正予算(第4号)」の予算案1件は、緊急を要することから、総務委員会および環境厚生委員会にそれぞれ付託、審議され、原案のとおり全員賛成により可決されました。そのほか、議員提案により、「防災・減災、国土強靭化を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書」が上程され、同日審議のうえ、全員賛成により採択され、関係機関に送付されることとなりました。

最終日には、「島根県教育委員会委員任命の同意について」の1件が追加上程され、一般事件案はあわせて12件となり、同日審議され、全員賛成により同意されました。また、各委員長報告、討論、表決が行われ、12月議会まで継続審議される決算認定案件を除き、すべての議案、請願について、委員長報告の原案のとおり可決または採択されました。そして、議員提案により、「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」が上程、賛成多数により採択され、関係機関に送付されることとなりました。

◇ 一般質問 ◇

質問1 有機農業の推進について

農林水産省は、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」を策定しました。農業分野では、2050年までにめざすべき姿として、CO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を100万ha、その割合を25%に拡大、2030年までに持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現などの取組が掲げられています。そして、これらの目標の実現に向けて、調達から生産、加工、流通、消費における関係者の意欲的な取組を引き出すとともに、革新的な技術、生産体系の開発と社会実装に取り組んでいくことなどが示されています。

この中でも、有機農業の耕地面積における取組面積を拡大していくことは、特に重要であると考えます。有機農業とは、化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと、ならびに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されています。

国として、2030年度には耕地面積に占める有機農業の取組面積を6.3万ha、2050年には100万haとする目標値を掲げていますが、令和3年時における国内の有機農業の取組面積は、2万6,600ha、耕地面積に占める割合はわずか約0.6%であり、目標からは遠くかけ離れているのが実情です。また、そのうち有機JAS認証圃場の取組面積は1万5,319ha、耕地面積に占める割合は、約0.35%となっています。有機 JAS認証圃場とは、有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、認証された事業者が生産する圃場のことであり、認証された農産物のみに有機 JASマークを貼ることができます。

島根県では、令和2年度から6年度を計画期間とする農林水産基本計画の中で、令和元年度の県内有機JAS認証圃場の占める面積割合約0.4%を令和6年度には1%とする目標を掲げています。また、令和6年度までにめざす成果指標として、①有機JASを取得した有機農産物の販売額を10億円以上増加②有機農業での新規就農者を30名以上増加③有機JAS認証取得者を160名以上増加するという3点を掲げています。

国では、取組を推進するため、みどりの食料システム戦略推進交付金として、各地方公共団体が事業者などと連携して行う地域の基本計画の作成、点検、改善、情報発信およびモデル地区の創出を担う有機農業指導員などの育成、確保などを支援する「推進体制の整備」、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村などを支援するため、有機農業の団地化や学校給食の生産から消費まで一貫し、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の施行や推進体制の構築を支援する「有機農業産地づくり推進事業」、そして新たに有機農業を開始する農業者を支援する「有機転換推進事業」などのメニューを用意して支援し、県でも「島根県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金」により支援する取組が令和4年度から実施されています。

有機農業を推進し、耕地面積を拡大していくためには、関係機関と連携し、新規就農者をはじめとした担い手確保対策の強化と適切な技術指導、販路開拓への支援が不可欠です。補助金などによる支援があっても、人材や技術指導、農作物の販路が確保されていなければ、収益は望めません。また、県内の状況を見ると、石見地方を中心に有機農業に取り組む団体が多くある一方で、東部では少なく、県内でも偏在化しているのが実情です。3点について伺います。

その
1

有機JAS認証圃場の耕地面積割合の推移、成果指標の推移

その
2

有機農業推進にあたっての補助金の活用状況とその取組内容

その
3

有機農業の現状と推進に向けた課題



答弁

野村農林水産部長

その1
について

有機JAS認証圃場の耕地面積割合は、令和2年度0.48%、令和3年度0.50%、令和4年度0.53%と着実に増加しています。成果指標の推移は、令和2年度から令和4年度までの3年間の実績では、有機農業の新規就農者数が累計で14人の増加、有機JAS認証取得者数は累計で16事業者増加しています。有機農産物の販売額は、取組開始前の令和元年度が12億9,000万円であったのに対し、令和3年度は13億5,000万円と伸びていましたが、令和3年の水害などにより一時的に有機JASの認証が取り消されたことから、令和4年度は令和元年度の販売額と同額となっています。

その2
について

交付金のうち、市町村主導の下、地域ぐるみで有機農業を推進する有機農業産地づくり推進事業は、浜田市、大田市、江津市、邑南町、吉賀町の5市町で活用されています。雑草の自動抑草ロボットによる有機米栽培実証、新たな有機露地野菜の栽培実証、学校給食への有機米提供の施行、消費者と生産者の交流会開催などに取り組まれています。また、有機農業転換事業は大田市で活用され、集落営農法人や新規就農者などが新たに20haの有機栽培の取組を開始しています。現在、県西部地区での活用が中心となっていますが、今後、県東部地区でも活用が進むように働きかけを行っていく考えです。

その3
について

島根県における令和4年度の有機JAS認証圃場面積は192haであり、このうち米が54ha、野菜が66ha、果樹が28ha、お茶が7ha、その他の作物が37haとなっており、米や野菜を中心に有機農業が取り組まれています。推進上の課題として、米は、除草労力や専用の乾燥調整施設が必要になることなどから、小規模な農業者がほとんどで、必要とするロットが確保できていないことがあげられます。野菜は、安来、浜田地区を中心に産地形成されていますが、コマツナやホウレンソウなどの葉物野菜が中心で、品目の種類が少ないことなどがあげられます。米では、機械除草の普及や有機米専用の乾燥調整施設の整備など、共同利用による産地化を進め、生産拡大に取り組むとともに、野菜については、葉物野菜以外のブロッコリー、サツマイモなどの果菜類、根菜類の生産を拡大していくため、栽培技術の確立、普及や県西部に参入した楽天農業株式会社との連携などを進めていく考えです。また、島根県産の有機農産物が県内外の消費者に認知、評価される環境づくりを進めていくことが必要と考えており、県産有機農産物の価値を高く評価していただける首都圏の小売事業者と連携した消費拡大、県内の学校給食での活用を積極的に進めています。



私はこう考える! //

国が「みどりの食料システム戦略」を策定した背景には、気候変動や大規模自然災害、生産者の高齢化や減少などの生産基盤の脆弱化、新型コロナウイルス感染症を契機とした生産、消費の変化への対応など、農林水産業が大変厳しい課題に直面している状況があります。さまざまな産業でSDGsや環境への対応が重要視され、日本の食料、農林水産業においても的確に対応し、また国際的な議論の中で、新しい食料システムを提案していく意義からも、戦略が策定されたものです。

有機農業のメリットとして、何よりも安心して食べられることがあげられます。また、生態系を守る、野菜本来のおいしさを楽しめるという点もあげられます。生産者としても、慣行栽培の作物との差別化が図られ、高い付加価値を生み出すといったメリットがあると言えます。一方では病害虫、雑草対策など、人手と手間がかかる、認証には厳しい審査があり、栽培技術が不十分で収量や品質を安定させることが難しい傾向にあり、大きなロットが確保しにくく、販路が限定されてしまうことなどの課題があります。

日本の有機食品市場規模は、年々拡大しており、新規就農者の約4分の1が有機農業に取り組んでいる状況にあります。有機農業の取組が軌道に乗れば、新たなビジネスにつながる可能性があります。有機農作物を売りにしたレストランや小売店への販路に加え、有機農業の取組を体験できるグリーンツーリズムや有機農作物を販売するイベントなども可能です。そして、現在県内8市町、79校で実施されている有機農作物を使用した学校給食が一層拡大されることを期待します。

質問2 特定事業主行動計画の取組状況と課題について

国および地方公共団体では、次世代育成支援対策推進法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「特定事業主行動計画」を策定することが義務づけられ、職員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境整備や子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備などの取組にあたって、計画期間、目標値、目標達成のための対策および実施状況の公表が定められています。一方、従業員101人以上の企業や法人など、民間事業者では「一般事業主行動計画」の策定、届出、公表が義務づけられています。100人以下の企業や法人では、努力義務にとどめられてはいるものの、地方公共団体と民間事業者が共に行動計画の推進を図ることにより、一人ひとりがより良い将来の展望が持て、多様な働き方を選択できる社会を実現していくことが求められています。

県では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づいた「子育てしやすい職場づくり推進計画～島根県特定事業主行動計画～」を策定して以降、職員が子育てしやすい環境の整備に向け、職場をあげた取組を推進してきました。また、令和元年5月には、女性活躍推進本部が設置され、体制強化と施策の一層の推進を図っています。そして、令和2年度には既存の行動計画を改定し、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「全ての職員がいきいきと働くことができる職場づくり推進計画～島根県特定事業主行動計画～」が策定されています。

この計画の中では、①個々の能力を十分に発揮できる職場環境の実現②職員の人材育成、キャリア形成に向けた支援③仕事と生活の両立に向けた環境の整備の3つを取組の柱とし、令和6年度までにめざす数値目標が設定されています。具体的には、知事部局等における職員の管理職に占める女性の割合を15%、県全体で年次有給休暇の年間平均取得日数15日、男性職員の知事部局等における育児休業取得率を30%、県全体で男性の妻の出産休暇および育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合を50%まで引き上げる目標が設定されています。そのほか任命権者独自の目標として、警察では、全警察官に占める女性警察官の割合を10%、教育委員会では、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を15%、病院局、教育委員会、警察では、男性職員の育児休業取得率を13%に引き上げる目標を設定しています。

また、行動計画に数値目標の設定はありませんが、仕事と生活の両立に向けた環境整備において、時間外勤務の縮減は重要な課題だと考えます。時間外勤務の推移をみると、令和2年度から令和4年度までの3年間は、ほぼ横ばいで推移しており、県全体で1人あたり1か月約17時間から20時間の時間外勤務の実態が明らかになっています。また、令和元年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が改正され、職場におけるハラスメント防止のために、雇用管理上、必要な措置を講じることが事業主の義務となっています。具体的な取組として、各所属における研修やハラスメント相談員を対象とした研修などにより、職員の一層の理解を図るとされています。4点について伺います。

その
1

企業における一般事業主行動計画の策定、届出の状況および事業者に対する支援

その
2

数値目標における現在までの推移と評価、課題

その
3

時間外勤務の現状と縮減に向けた具体的な対応策および課題

その
4

ハラスメント対策の取組の現状および苦情相談と対応の流れ



答弁

日下女性活躍推進統括監

その1
について

令和5年3月末時点で、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定している事業者数は、策定義務のある事業者が256者、努力義務である事業者が587者となっています。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画を策定している事業者数は、策定義務のある事業者が257者、努力義務である事業者が325者となっています。常時雇用する労働者が100人以下の企業や団体にアドバイザーを派遣し、自社の課題分析や目標設定などの助言を行い、計画策定を支援しています。また、労働局への届出をされた後、県に申請することで、しまね子育て応援企業こっころカンパニーや、しまね女性の活躍応援企業に認定登録することができます。認定登録された事業者には、仕事と生活の両立や女性活躍推進に向けた環境整備、人材育成に対する補助金、建設工事入札参加資格審査での加点、物品調達などにおける優先発注などについて支援しています。

答弁

旗野総務部長

その2
について

知事部局等の職員の管理職に占める女性職員の割合は、令和6年度までに15%とする目標に対し、令和5年度は14.8%となっています。引き続き女性職員の職域の拡大や課長補佐、管理職への積極的な登用を進めていく考えです。知事部局における年次有給休暇の年間平均取得日数は、令和6年度までに15日とする目標に対し、令和4年度は12.3日となっています。令和2年以降、全庁的に新型コロナウイルス感染症対応業務が発生したことのほか、これまで年次有給休暇を取得して参加していた学校や保育所などにおける行事、旅行などの機会が新型コロナウイルス感染症により減少したことなどにより、数値が伸び悩んでいるのではないかと考えています。休暇を取得しやすい職場づくりを全庁的に進め、目標達成のために取組を強化していく考えです。男性の育児休業取得率は、知事部局等では、令和6年度までに30%とする目標に対し、令和4年度は64.6%であり、目標を達成しています。また、男性の妻

の出産休暇および育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合を県全体で令和6年度までに50%とする目標に対し、令和4年度は42.9%であり、目標達成に近づいています。昨年度の知事部局での取組として、男性職員の育休取得に関する知事メッセージの発信、知事と育児中の男性職員との意見交換会の実施、周知媒体での紹介などを実施しました。引き続き育児休業などを取得しやすい環境整備を進めていく考えです。

答弁 井手病院局長

その2
について

年次有給休暇の年間平均取得日数は、令和6年度までに15日とする目標に対し、令和4年度は9.2日となっています。取得促進の取組として、取得が進んでいない職員に対し、休暇の取得を進める声掛けを行っています。男性職員の育児休業取得率は、令和6年度までに13%とする目標に対し、令和4年度は42.1%であり、目標を達成しています。周知媒体での制度の紹介などにより、男性職員の意識が変わってきたことが考えられます。年次有給休暇や男性職員の育児休業などの取得が進むよう、職員一人ひとりの意識や周囲の理解をさらに高めていくとともに、業務の効率化などにより、取得しやすい職場づくりに努めていく考えです。

答弁 野津教育長

その2
について

初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合は、令和6年度までに15%とする目標に対し、今年度は17.2%と大きく増加し、目標値を達成しています。校長に対する研修の場で、女性教員を主任などに積極的に任命するなど管理職への意識づけを行うよう指導していることや、国の中堅研修や島根大学と連携した現職教員研修への女性教員の参加促進、教育委員会の指導主事への登用などの取組が成果につながったものと考えています。年次有給休暇の年間平均取得日数は、令和6年度までに15日とする目標に対し、令和4年度は11.9日となっています。また、男性職員の育児休業取得率は、令和6年度までに13%とする目標に対し、令和4年度は12.7%であり、目標値に近づいています。管理職の声掛けによる取得促進はもとより、夏季休業期間中に学校閉庁日を学校単位で設定し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整えていること、男性の育児休業については、職員への制度の周知が進んでいることなどが成果につながったものと考えています。今後は、さらに働き方改革を進め、教員不足による欠員を解消することで、年次有給休暇や育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

答弁 中井警察本部長

その2
について

年次有給休暇の年間平均取得日数は、令和6年度までに15日とする目標に対し、令和4年度は13.3日と増加しています。さらに休暇取得を促進するため、一人ひとりの休暇取得状況を把握し、業務量や繁忙期を踏まえつつ、

業務分担の見直しや取得時期の調整を柔軟に行うことが重要と考えています。引き続き、業務の合理化推進とあわせ、年次有給休暇の取得を促進していく考えです。全警察官に占める女性の割合は、令和6年度までに10%とする目標に対し、令和5年度は10.5%であり、目標を達成しています。今後は、令和8年度までに12%とする目標達成に向け、女性警察官の採用に取組ます。男性職員の育児休業取得率は、令和6年度までに13%とする目標に対し、令和4年度は27.3%であり、目標を達成しています。より一層促進するため、今年度から産後パパ育休について、原則2週間以上取得することとしており、男性職員の育児休業の取得を進めます。

答弁 旗野総務部長

その3
について

知事部局における時間外勤務は、今年度4月から7月までの職員1人あたりの1か月の平均が16時間となっており、全庁的なコロナ対応を行っていた昨年度と比べると2割以上下がり、コロナ前の令和元年度と比べても低い水準となっています。しかしながら、過度な時間外勤務は健康被害にもつながることから、常に職員一人ひとりの業務量や健康状態の把握を適切に行い、適時、事務分掌の見直しを行う繁閑調整などの対策が必要と考えています。今後も特定の職員への業務集中を防ぐとともに、各所属、各部局における業務量を減らす取組などを積極的に進め、週休日に勤務した場合の振替の徹底や夜間に業務がある場合に勤務時間をずらすなど、時間外勤務の縮減に努めます。

その4
について

「ハラスメントの防止等に関する要綱」により、ハラスメントの防止を職員および所属長の責務として定め、具体的な言動などを職員に周知しているほか、新任課長補佐研修、新任課長研修といった階層別研修においても、部下を持つ上司の心得として指導、研修しています。さらに、毎年度、全職員を対象とし、ハラスメントに関するアンケートを実施し、実態把握を行うとともに、結果公表にあわせた職員への注意喚起を行っています。苦情相談は、人事課、各所属に設けた相談窓口のほか、外部窓口である弁護士や人事委員会事務局への相談も可能としており、相談しやすい窓口を選択できるようにしています。相談があった場合には、相談者の意向を尊重しながら、本人、行為者、周囲の職員へのヒアリングを行い、確認ができた事実を基に、ハラスメントがあつたかどうかを判定し、相談者および行為者にその結果を説明しています。また、解決に向けた対応として、相談者のメンタルケアや行為者への指導、処分のほか、相談者と行為者の関わりをなくすための事務分掌の見直しや配置転換などについても、必要に応じて実施しています。



私はこう考える! //

島根県では、平成17年以降、順次、5年間を計画期間とする「特定事業主行動計画」を策定し、職員の仕事と生活の調和を図りながら、あわせて女性が個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を進めてきました。本年7月27日に、行動計画における実施状況が公表され、多くの項目で既に目標値が達成されていることは、評価したいと思います。達成されていない目標についても、その多くは順調に目標達成に近づいています。しかしながら、県全体での年次有給休暇の年間平均取得日数は横ばい傾向にあり、現状では達成が難しく、さらなる取組の強化が望まれます。

また、時間外勤務の縮減は重要な課題です。この間、新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応などがあり、時間外勤務が多くなっている状況は理解しますが、コロナ禍以前の時間外勤務を見ても、県全体で1人あたり1か月約16時間程度となっており、県内の他自治体と比べても、明らかに多い状況です。業務への過度な負担は、健康被害やメンタル不調などが引き起こされる要因となっています。過去の推移を見ると、人員削減に伴って時間外勤務は増加し、メンタル不調者も増加している傾向にあります。縮減に向け、現状の対策を徹底するとともに、より効果的な対策を講じる必要があるのではないかでしょうか。そして、特定事業主行動計画に時間外勤務削減の目標値を設定することも必要だと考えます。所属長や管理職が常に一人ひとりの業務量や健康把握を適切に行い、課題があれば協力し合って業務を進めることができる環境をつくっていくことが何より重要です。時間外勤務時間が多くの職場については、業務量に人員が見合っていないのが実情であり、一部の人に時間外勤務が偏っている傾向があれば、業務量の見直しを行うとともに、協力体制を今一度点検する必要があると考えます。

現在の行動計画は令和6年度までとなっていることから、来年度にはこれまでの取組を検証し、新たな数値目標、具体的な取組を掲げた行動計画を策定していくことになります。計画期間の5年間で目標を達成し、次期計画ではさらに高い数値目標が設定され、民間企業とともに島根県全体として仕事と子育ての両立、雇用環境整備の取組が強化されることを期待します。



質問3 島根県財政の現状と課題について

県では、令和元年11月に令和2年度から6年度を計画期間とする「中期財政運営方針」を策定し、重点的に取り組む施策と財政運営の目標を定めています。重点的に取り組む施策として、島根創生推進のための施策を最優先とし、令和12年度に開催予定である国民スポーツ大会への備えや国土強靭化のための公共事業などにも取り組むとされています。同時に健全な財政運営を行っていく必要性から、予算編成を通じて収支均衡を達成するとともに、令和6年度末までの財政運営の目標および取組の柱が設定されています。財政運営の目標として、①国民スポーツ大会の運営費の負担に備え、令和元年度の基金残高見込みである175億円から令和6年度末には45億円程度を積み増し、220億円程度とする②県の借金である県債の残高は、国の特別な施策に連動して重点的に実施する事業の県債を除く部分の通常県債を令和元年度末の通常県債残高5,632億円から令和6年度末には5,400億円程度とすることの2点が掲げられています。

また、島根創生の実現と健全な財政運営を両立するため、行政評価のPDCAサイクルの仕組みを活用しつつ、取組の柱として、①スクラップ・アンド・ビルトの徹底②行政の効率化、最適化の推進③県有財産の売却などによる財源の確保④決算剰余金などを活用した財政基盤の強化の4つが掲げられています。スクラップ・アンド・ビルトの徹底では、全ての経費を対象として事業の見直しを検討していくとされています。行政の効率化、最適化の推進では、職員定員の管理、組織体制などのあり方の検討、業務の効率化の推進、県有施設の適切な管理などが掲げられています。職員定員の管理では、正規職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員の3つの区分で行うこととされています。また、民間への業務委託やAI、RPAの導入などにより業務の効率化を進め、時間外勤務を縮減することなどが示されています。県有財産の売却などによる財源の確保では、県有財産の売却や有効活用などの促進、県税収入などの確保、他会計資金の活用などが示されています。決算剰余金などを活用した財政基盤の強化では、基金の確保、県債残高の管理が掲げられています。歳入確保や徹底した歳出削減に努め、基金を積み増すとともに、計画的な繰上償還の実施により、県債残高を適切に管理していく必要があります。

8月には、令和4年度島根県普通会計決算および健全化判断比率の概要について報告がありました。その中で、重要指標である実質公債費率および将来負担比率は、前年度からそれぞれ上昇している状況にあります。島根県の財政は、歳入では自主的に収入を確保することができる自主財源が3割程度、国から交付される地方交付税などの依存財源が7割程度となっています。特に地方交付税は、歳入総額の4割程度を占めており、国の方財政対策に伴う地方交付税の動向が予算に大きく影響しています。一方、歳出では、人件費、公債費、社会保障費などの義務的な経費に一般財源の大半が充てられ、高齢化の進展などにより、今後も増加していくことが予測されています。このような厳しい財政状況の中であっても人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根創生の実現のため、必要な各種施策は推進していかなければならないと考えます。7点について伺います。

その
1

財政運営の目標に対するこの間の推移と評価

その
2

スクラップ・アンド・ビルトの徹底による成果と課題



その
3

それぞれの職務に関し、今後の人員配置における基本的な考え方

その
4

効率化のための業務委託やAI、RPAの導入状況と課題

その
5

「第2次島根県県有財産利活用推進計画」における未利用財産の売払いの状況と今後の具体的な取組、課題

その
6

令和4年度普通会計決算に関する健全化判断比率の評価と今後の見通し

その
7

島根県財政の現状を踏まえ、島根創生実現のための施策を推進していく決意



答弁 旗野総務部長

その1
について

財政調整のための基金は、令和5年度末で233億円となっています。また、通常県債残高は、令和4年度末の残高が5,278億円となっています。現時点では2つの財政運営の目標はいずれも達成している状況にはありますが、令和6年度末での達成に向け、引き続き適切に財政運営を行っていく考えです。

その2
について

令和2年度当初予算では、部局調整経費に一般施策経費で10%削減、経常経費で3%削減の目安を設けたうえで、全庁的に大規模な見直しに取り組んだことから、約17億円の財源を捻出しました。その後、令和3年度当初予算以降は、個別に見直し事業を選定しながら、毎年度1億円から2億円程度の財源を捻出し、令和5年度当初予算では、企業誘致活動と情報収集事務で機動的な誘致活動を推進するとともに、県へのノウハウの蓄積を図るため、執行方法を業務委託から直営に変更するなどの見直しを行いました。今後も常に事業を点検しながら、より効果的な施策を実施できるよう、スクラップ・アンド・ビルトに取り組みます。

その3
について

人件費は短期的な見直しが困難な義務的経費であり、県財政の状況も踏まえて慎重に判断すべき事柄と考えています。正規職員は、行政課題に適切に対応するため、令和元年度の人員を維持するとともに、毎年度安定的に採用して年齢構成の平準化を図り、国民スポーツ大会については、必要な人員を別枠で管理することとしています。また、再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員は、担うべき業務量に応じて適切に配置することとしています。定年の段階的引上げについては、引上げ後の定年より前に退職することを選んだ職員数だけは採用していくことになり、定年退職以外の退職者の補充も行います。別枠で管理する国民スポーツ大会に向けた職員採用などが定年の段階的引上げ期間と重なっていることから、毎年度安定的な職員採用を行っていく考えです。

その4
について

民間への業務委託は、法令により行政機関が直接実施するように定められている業務や政策形成など行政が本来行うべき業務などを除き、可能な限り導入してきました。業務委託は、業務効率化の観点から業務全体の見直しを適切に行なったうえで、民間委託に適した業務を選定することが必要です。また、委託先を適切にマネジメントし、県にノウハウが蓄積できるようにすることが必要であると考えています。AIは、音声認識にAIを活用する議事録作成システムを令和2年度に導入し、多くの所属が利用しています。また、AI、OCRを令和3年度に導入し、営業許可更新に係る査定表の読み取りなどに利用しています。RPAは、令和元年度から導入し、財務会計システム上の予算執行状況などの帳票を各所属へメール送信する作業などを自動化しています。AI、RPAの活用にあたっては、業務担当者が業務プロセスにAI、RPAをどう利用するかのイメージを持てるように、情報を所管課とともに業務の自動化などの検討を行うことが必要となります。AI、RPAを導入した所属と同様の業務のある所属へ取組が広がるよう、業務プロセスを統一することも必要と考えています。

その5
について

保有する未利用財産には、元宿舎、元学校、元駐在所などがあります。平成30年度から令和4年度までの「第2次島根県県有財産利活用計画」における売払いの状況は、目標15億円に対し、21億3,000万円であり、元ホテル宍道湖や元益田工業高等学校の跡地などがあります。課題としては、境界未確定をはじめとする相隣関係などの阻害要因の整理にあたり、相手方との交渉に時間を要することなどがあります。阻害要因を整理し、商品化できたものから順次売却を行っていく予定としています。また、宅地建物取引業協会などの民間事業者のノウハウを活用しながら、引き続き未利用財産の売払い促進に努めていく考えです。

その6
について

実質公債費比率は、対前年度比1.1ポイント増の6.4%となっています。決算剰余金を活用した県債の借換債の発行中止が前年度に比較して増加した影響により、分子である地方債の元利償還金が増加したことなどによるものです。また、将来負担比率は、対前年度比5.3ポイント増の165.1%となっています。令和3年度の普通交付税の再算定により、一時的に増加した分母の標準財政規模が、令和4年度に反動減となったことにより、令和3年度と比較して減少した影響によるものです。令和4年度の指標については、一時的な要因もあり前年度から悪化しましたが、早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると考えています。今後、2つの指標の見通しについては、過去に大量発行した県債の償還が終わりつつあることに加え、県有施設の改修整備や国土強靭化のための公共事業の実施に伴う県債の発行などにより、県債残高の増加が見込まれています。決算剰余金を活用した繰上償還などの実施により、県債残高を抑制し、公債費の増加が島根創生推進のために必要な経費の確保に影響を与えないよう、適切な財政運営を行っていく考えです。

答弁 丸山知事

その7
について

島根県財政は県税などの自主財源に乏しいために、結果として地方交付税などの国からの財源に依存しています。地方公共団体の財政力を示す財政力指数は0.25であり、47都道府県中最も低くなっています。昨年示した財政見通しでは、毎年度20億円程度の財源不足が見込まれています。今後、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加や2030年に予定される国民スポーツ大会の開催または準備経費など、新たな財政需要に対応しながら、島根創生の推進を進めていく必要があります。現在、国の交付金などを活用して実施しているエネルギー価格、物価高騰対策などについても、県内経済の状況も踏まえ、場合によっては独自財源を用いながら対策を講じていくことも必要であり、さまざまな対策を実施するための財源の確保が大きな課題です。今後の財政運営にあたっては、政府に対し、さまざまな機会を通じて恒常的な財源不足の解消に資する地方財源の確保充実を求めながら、事業のスクラップ・アンド・ビルトなど、毎年度の健全な財政運営を徹底し、島根創生の推進とエネルギー価格、物価高騰対策などの喫緊の課題への対応の両立に取り組む決意です。



私はこう考える! //

島根創生の実現と健全な財政運営を両立していくためには、常に事務事業を見直し、スクラップ・アンド・ビルトの徹底を図っていく必要があります。特に、政策的な経費は、目的、目標を明確にし、事業の進ちょくや効果、成果などを評価、検証し、改善につなげていくことが最も重要な視点であると考えます。効果が現れないのであれば、別の手法で事業を再構築していく、あるいは目的を達成している事業については、縮小または廃止を検討しなければなりません。また、AI、RPAの導入により、無駄を省き、効率的、効果的な行財政運営を進めいくことも必要です。

そして、自主財源に乏しい島根県にとって、県有財産の売却や有効活用は極めて重要な取組だと思います。県では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第3次島根県県有財産利活用推進計画」を定め、県有財産の有効活用、施設の長寿命化、保有財産の適正化などに取り組み、令和9年度までの5年間で未利用財産の売り出しの目標値を10億円に設定しています。国に対して地方財源の確保充実を求めるとともに、県自らが財源を捻出し、島根創生に係る施策の充実を図っていかなければならぬと考えます。

環境厚生委員会(9月26日、9月27日開催)

9月26日には、「令和5年度島根県一般会計補正予算(第4号)」に係わる環境厚生委員会所管分が付託されました。国交付金を活用して9月末までとしているコールセンターの運営を、県単独事業として3月末まで継続し、相談体制を確保する「新型コロナウイルス感染症の相談体制確保」1億2,527万7千円が計上されています。

審査の結果、全員賛成により可決すべきものと決定されました。

9月27日には、条例案1件、一般事件案2件、予算案5件、請願1件、陳情1件が付託されました。

条例案の「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、法律の施行に伴い、条例で規定する県が徴収する手数料などについて、所要の改正を行うものです。これにより、旅館業の譲渡および譲受けの承認を受けようとする者の手数料の額を、申請1件につき7,400円とすることとなります。

審査の結果、全員賛成により可決すべきものと決定されました。

一般事件案の「隠岐広域連合規約の一部改正について」は、規約の変更にあたり、地方自治法の規定に基づき構成団体の議会の議決を経たうえで、総務大臣に申請し許可を受ける必要があることから、所要の改正を行うものです。規約の変更は、フェリー「しらしま」の後継船に関する処理事務を行うための変更、区分および構成割合の見直し、隠岐の島町に所在する診療所事業の実施に伴う処理事務の追加、その負担割合を追加するものです。

「専決処分の報告及び承認について《令和5年度島根県一般会計補正予算(第3号)》」は、環境厚生委員会所管分が付託されました。令和5年7月の大震による被害対策の実施に伴い、7月28日に専決処分が行われたものです。大雨により亡くなられた県民の遺族に対し、弔慰金を支給する「災害弔慰金の支給」375万円、大雨により被害を受けた保育所の復旧を支援する「児童福祉施設災害復旧事業」450万円が計上されています。

一般事件案2件については、審査の結果、全員賛成により可決すべきものと決定されました。

予算案の「令和5年度島根県一般会計補正予算(第5号)」は、環境厚生委員会所管分が付託されました。

健康福祉部所管事業には、企業からの寄付金を活用し、若い世代の結婚に対する機運を醸成するイベントを実施する「結婚支援事業」902万円が計上され、令和5年度健康福祉部予算総額を1,055億6,615万8千円とするものです。

環境生活部所管事業には、澄川喜一氏の追悼展開催経費として「芸術文化センター事業費」234万1千円、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てるため、決算剰余金を活用し基金積立を実施する「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業」18億円、美郷町が整備するカヌー競技施設に対する県の補助について、地盤対策などによる整備費の増加に伴い増額する「国民スポーツ大会競技施設整備事業費」2,228万4千円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた三瓶自然館サヒメルなどの指定管理料について、再算定のうえ令和5年度指定管理料を増額する「三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費」232万2千円が計上され、令和5年度環境生活部予算を75億6,533万1千円とするものです。



環境厚生委員会審議のようす

「令和5年度島根県立あさひ社会復帰センター診療所特別会計補正予算(第1号)」は、一般職給与費、予備費をあわせて4,565万6千円減額し、予算総額を2億7,550万円とするものです。

「令和5年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、国民健康保険財政調整基金事業費および予備費の増、一般職給与費の減などあわせて10億8,314万3千円増額し、予算総額を627億3,124万3千円とするものです。

「令和5年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)」は、予備費を1億1,147万円増額し、予算総額を4億4,611万3千円とするものです。

「令和5年度島根県病院事業会計補正予算(第1号)」は、県立中央病院予算について、共済基礎年金拠出金負担率の変更などによる一般会計負担金の減、職員給与費の減などにより、収益的収入を1,747万5千円減額し、総額を203億9,797万2千円、収益的支出を7,833万1千円減額し、207億5,895万円とするものです。また、県立こころの医療センター予算について、共済基礎年金拠出金の増、職員給与費の減により、収益的収入を18万9千円増額し、総額を26億477万7千円、収益的支出を819万1千円減額し、総額を28億9,257万5千円とするものです。

予算案5件については、審査の結果、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定されました。

請願「「健康保険証の廃止」の中止撤回と現行の保険証を残すことを求める請願」は、マイナンバーカードの誤交付や別人への紐付けなどの誤登録、医療機関に設置されているシステム機器のトラブルなど、生命や個人情報に係る問題が連日のように報道されていることなどから、「健康保険証の廃止」の中止撤回と現行の保険証を残すことについて、国への意見書提出を求めるものです。

審査の結果、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけることで行政や医療関係者の事務の合理化が図られ、DX化を進めることで新しい時代にマッチしたより豊かな生活ができるようになることから、賛成少数により不採択とすべきものとされました。

陳情「盲ろう者の方のコミュニケーション方法を点字から指點字、手話から触手話へ広げ、暮らしやすい生活の実現をお願いします」は、視覚と聴覚の両方に障がいをあわせ持つ盲ろう者の方へ、指點字、触手話の通訳者の養成と希望する盲ろう者や家族が指點字を習得できるよう、学べる場の提供を求めるものです。

審査の結果、現在、県において必要に応じて通訳者の紹介などを行っていること、盲ろう者の方以外にも障がいのある方はさまざまであり、それぞれに見合った対応が必要であることなどから、全会一致により趣旨採択とすべきものと決定されました。

ちょっと
一言

「「健康保険証の廃止」の中止撤回と現行の保険証を残すことを求める請願」は、賛成の立場から、不採択とすべきとの委員会報告には反対しました。

現在、マイナンバーをめぐるトラブルが続出している中、政府はマイナンバー法改正案の成立を強行しました。「他人の情報が紐づけられていた」「他人の医療情報が閲覧された」「本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された」「無保険者扱いで10割負担を患者に請求した」といったトラブルが相次ぐとともに、高齢者施設などからは入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないとの声があがっています。健康保険証を廃止して「資格確認書」を提供するとされているものの、本人の申請が前提であり、保険診療が受けられなくなる人が出てくるおそれもあります。こうした状況の中、政府は、今の健康保険証を来年秋に廃止し、一気にマイナンバー

カードに一本化しようとしています。委員会では、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけることで行政や医療関係者の事務の合理化が図られ、DX化を進めることで新しい時代にマッチしたより豊かな生活ができるようになると考えることから不採択とすべきものとされました。

私は、決してデジタル化の推進を否定するものではありません。しかしながら、デジタル化の推進にあたっては、①政府による国民の監視手段にしない②個人情報保護の徹底③セキュリティの確保④利便性の向上⑤誰も取り残さず、使わない人が不利にならないことが基本であると考えます。したがって、さまざまなトラブルがある中にあっては、現行の健康保険証も使用可能にしておくべきであり、必要な方に必要な医療が提供できるようにすべきとの立場から反対しました。

◆令和5年度島根県一般会計補正予算の概要◆

9月定例会には「令和5年度島根県一般会計補正予算(第4号)」「令和5年度島根県一般会計補正予算(第5号)」の2つの補正予算が計上されました。

「令和5年度島根県一般会計補正予算(第4号)」は、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に対応すべきものについて措置し、歳入歳出をそれぞれ1億円追加し、予算総額を4,875億円とするものです。国交付金を活用して9月末までとしている健康相談センターの運営を、県単独事業として体制を縮小したうえで3月末まで継続し、相談体制を確保する「新型コロナウイルス感染症の相談体制の確保」1億2,500万円が計上されています。なお、財源は繰越金により確保されます。

「令和5年度島根県一般会計補正予算(第5号)」は、エネルギー価格・物価高騰対策のほか、早急に対応すべきものについて措置し、歳入歳出をそれぞれ180億円追加し、予算総額を5,055億円とするものです。環境厚生委員会付託事業以外の主なものとして、特別高圧契約で電力を利用する「みなし大企業」のうち、影響が特に大きな事業者に対して電気料金の一部を支援する「中小企業特別高圧電力緊急対策事業(「みなし大企業」分)」9,600万円、エネルギーコスト削減効果の高い設備投資などを支援する予算を増額する「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」2億5,000万円、地域一体となった面的な整備事業に取り組む事業者に対し、市町村と協調して支援する予算を増額する「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」2億8万5千円、松江市街地における除雪作業の強化のために必要な対策を実施する「公共事業(除雪対策)」1億8,300万円、島根かみあり国スポ・全スポの開催準備にあたり、必要となる分庁舎を整備する「県庁舎等整備事業」1,954万5千円、県議会資料のペーパーレス化を進めるため、必要となる機器などを整備する「県議会資料のデジタル化事業」2,136万3千円、「決算剰余金の活用による県債の繰り上げ償還等」149億5,604万6千円などがあります。なお、財源は国庫支出金、繰入金、県債、繰越金などにより確保されます。

決算特別委員会環境厚生分科会(9月29日開催)

環境厚生分科会には、「令和4年度島根県病院事業会計決算の認定について」「令和4年度決算の認定について(一般会計及び特別会計)」の2件が付託され、それぞれ審査されました。

「令和4年度島根県病院事業会計決算の認定について」では、中央病院における損益の状況は、総収益が211億500万円余で、前年度に比べ5億5,600万円余、2.7%の増、総費用は202億6,400万円余で、前年度に比べ4億8,700万円余、2.5%の増となりました。前年度に比べ6,800万円余の損益改善が図られ、令和4年度の純利益は8億4,100万円余となり、未処分利益剰余金は6億3,100万円余となりました。また、資本的収入額が建設改良費などの資本的支出額に対して不足する額9億3,100万円余は、過年度分損益勘定留保資金などで補填されています。これらにより、単年度資金取支は2年連続の黒字、内部留保資金も2年連続の増加となり、経営状況は引き続き改善傾向にあります。しかしながら、今後は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、関連補助金が大きく減少し、光熱費や材料費高騰の収束も見通せません。また、老朽化した病院施設の大規模修繕や電気設備などの更新については、経営に与える影響も大きく、今年度策定した「中央病院経営改善実行プラン2023」の適切な進ちょく管理と不斷の見直しにより、さらなる経営改善に向けた病院経営の安定的な体制を構築する取組が必要です。

こころの医療センターにおける損益の状況は、総収益が26億900万円余で、前年度に比べ7,800万円余、2.9%の減、総費用は26億9,900万円余で、前年度に比べ4,300万円余、1.7%の増となりました。これらにより、令和4年度の純損失は8,900万円余となり、未処理欠損金は2,200万円余となりました。また、資本的収入額が建設改良費などの資本的支出額に対して不足する額3,400万円余は、過年度分損益勘定留保資金などで補填されています。前年度に比べ、入院、外来の診療単価はいずれも上昇したものの、入院患者数、外来患者数の減少により、入院収益、外来収益はともに減少しています。あわせて、給与費、光熱費、委託費などの増により医業費用も増加し、5年ぶりに純損失を計上しています。受診者の増加につながる取組、経費の削減、業務の効率化など収支改善を図る取組を進めていくことが必要です。

「令和4年度決算の認定について(一般会計及び特別会計)」は、環境生活部および健康福祉部から令和4年度における一般会計予算執行の実績ならびに主要施策の成果について説明があり、審査しました。

令和4年度における一般会計決算は、歳入が総額5,999億円で、対前年度比1.9%、113億円の増となりました。新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金が増加したこと、また、県債の繰上償還に活用する減債基金からの繰入金や法人事業税、地方消費税などの県税が増加したことにより、全体として増加しています。歳出は、総額5,640億円で、対前年度比1.5%、83億円の増額となりました。新型コロナウイルス感染症対策のための医療提供体制の確保に係る物件費・補助費などが増加したこと、また、県債の繰上償還に係る公債費が増加したことにより、全体として増加しています。その結果、財政健全化法における健全化判断比率のうち、実質公債費比率は前年度から1.1ポイント上昇し、6.4%、将来負担比率は前年度から5.3ポイント上昇し、165.1%となりました。なお、国土強靭化のための県債を除いた通常県債は、前年度から190億円減少し、5,278億円となっています。このうち、環境生活部における令和4年度決算額は、予算額86億7,437万8千円に対し、決算額82億1,978万2千円で、執行率99.1%となりました。また、健康福祉部では予算額1,017億6,267万5千円に対し、決算額958億8,234万7千円で、執行率94.9%となりました。

審査では、それぞれの事業について、さまざまな意見や指摘があり、追加の資料要求も多数求めることとなりました。また、KPI(重要業績評価目標)については、達成できていない項目も多数あります。指標が適切であるかも含め、それぞれの事業を検証し、適時見直しを図るとともに、さらなる取組の強化が必要です。なお、決算審査は今議会では表決せず継続審査とされ、12月定例会において表決されることとなっています。

地方創生・行財政改革調査特別委員会(10月2日開催)

地方創生について、執行部から3項目の説明がありました。

「島根創生計画これまでの主な成果および課題と今後の方向性について」では、島根創生計画(令和2年度～令和6年度)が来年度に最終年度を迎えることから、今後の施策の方向性を改めて検討していくため、この3年半の主な成果および課題と今後の方向性が取りまとめられています。島根創生計画は、将来像を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」とし、3つの柱として①人口減少に打ち勝つための総合戦略②生活を支えるサービスの充実③安全安心な県土づくりを掲げています。この間、コロナ対策やエネルギー価格と物価の高騰により影響を受けた県民生活、県内経済の回復に取り組むとともに、島根創生の施策を着実に進めてきました。しかしながら、感染症対策に引き続き取り組む必要があることに加え、原油や原材料、肥料・飼料などの価格高騰が続いており、今後の先行きも不透明な状況にあります。感染状況や社会情勢を見極めながら、KPI(重要業績評価目標)が達成できるよう、引き続き状況の変化に柔軟かつ機動的に対応し、島根創生の実現に向けた各施策を実行していく必要があります。

「令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金および企業版ふるさと納税の活用状況について」では、令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金の旧地方創生推進交付金事業として県全体で11事業に取り組み、7億1,565万円余が交付金として活用されています。主な事業として、「高校を核とした新たな人づくり、人の流れづくりプロジェクト」「ご縁も、美肌も、しまねから。～新たな魅力で人を呼び込む観光地域づくり～」などがあります。企業版ふるさと納税では、県全体で11事業に取り組み、1,438万円余が活用されています。交付金および企業版ふるさと納税の財源を有効活用し、地方創生への効果が最大限発揮できるよう、事業を進めていく必要があります。

「島根県ICT総合戦略の進ちょく状況について」では、これまでの取組と今後の方向性などについて説明がありました、「島根県ICT総合戦略」は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、①県民の利便性向上と行政の効率化②ICTの利活用による島根創生の実現③デジタルデバイド対策を基本方針としています。県民の利便性向上と行政の効率化に向けては、オンライン申請できる手続きを増やすAIやRPAなどデジタル技術の活用による業務効率化につながる取組が進められています。今後は、情報システムの共同利用やシステムの標準化・共通化の支援など、県と市町村が人的・技術的に連携して自治体DXの取組を進めていく必要があります。ICTの利活用による島根創生の推進に向けては、5Gの環境整備などが他県に比べて進んでおらず、国や通信事業者に対し、要望などを通じて通信環境の充実を図ることが必要となっています。また、島根創生を加速させるため、データを利活用した新たな価値創造につながる取組を進めていく必要があります。デジタルデバイド対策では、高齢者などICT機器に不慣れな方に対するフォローが一層求められるとともに、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現するべく、ICT人材の確保・育成が必要です。

行財政改革については、執行部から2項目の説明がありました。

「島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例」に基づく経営評価について」は、条例に基づき、対象法人および県出資など17団体について経営評価されています。総合評価では、存続性、運営状況、目的達成度合、財務内容について、17団体中15団体でA評価・B評価であり、概ね良好な経営が行われています。しかしながら、(公財)島根県みどりの

扱い手育成基金では、費用の大半を基金の取り崩しで対応していることからC評価、(公社)島根県林業では、主たる事業である分取造林事業が補助金と借入金で賄われており、借入金も多額であることからD評価となっています。経営改善により、債務の圧縮を図っていくことが必要です。

「財政見通し」については、令和5年度から令和10年度における歳入歳出の推計が示されました。今後、歳入における地方交付税は年次的に減少すると見込まれ、毎年度、財政調整基金を50億円程度取り崩して予算編成していく必要があります。また、歳出では、人件費、公債費、社会保障費などの義務的な経費に一般財源の大半が充てられ、高齢化の進展などにより、今後も増加していくことが予測されます。加えて、島根県民会館の大規模修理や出雲児童相談所の建て替えなど、大規模ハード事業も予定されています。国土強靭化のための県債を除く通常県債も増加していくことが予想され、非常に厳しい財政運営を迫られています。事務事業の見直しによる歳出の縮減や新たな財源確保による歳入の増加を図っていく必要があります。

◆ 環境厚生委員会県内視察 ◆

日 程 8月1日(火)～8月2日(水)

視察先
合同会社 Torch(出雲市荒茅町)
社会福祉法人花の村(江津市嘉久志町)
サッカー＆テニス・プロショップ・ヨセフ(益田市乙吉町)
放課後児童クラブスーパーバイザー(益田市高津町)

【合同会社Torch】

障がい者就労支援事業所の概要、高工賃実現の取組などについて説明を受けました。

令和4年度における島根県就労継続支援B型事業所の平均工賃は、月額20,141円、平均時給が261円に対し、菌床しいたけの栽培を行っている合同会社 Torchでは月額42,431円、平均時給544円の高工賃を実現しています。

高工賃の実現には、継続して働くことができる作業環境と経営計画が重要であると指摘されました。令和5年度には県の補助事業を活用し、出荷調整棟を建設、しいたけ生産者から出荷調整作業を受託し、農福連携事業を地域展開する予定であり、さらなる工賃向上をめざしています。障がい者の雇用を確保とともに、作業者の意欲を高め、しいたけ生産の規模拡大にもつながる農福連携の好事例であると感じました。



合同会社 Torch での意見交換

【社会福祉法人 花の村】

放課後児童クラブの運営、活動などについて説明を受けました。

花の村では、江津市内で高角、渡津、江津東の3か所の放課後児童クラブを運営しています。高角放課後児童クラブは、定員60名で支援員が4名、渡津および江津東放課後児童クラブは、それぞれ定員30名、支援員2名ずつの配置となっています。



花の村との意見交換

放課後児童クラブの運営に子どもたちが参画することをめざし、時間の使い方やイベントなどにおいて、「自己決定」という要素を多く取り入れていることが特長的です。また、高角放課後児童クラブでは、放課後体験プログラムに力を入れ、地域の方たちの協力により、普段できない体験活動をするプログラムにも力を入れています。自分たちで考え、企画することにより、自分の関心や興味への気づき、交流による自己肯定感の高まりが期待されるとともに、地域が子どもたちへの関心を持つきっかけにもつながっていると感じました。

【サッカー＆テニス・プロショップ・ヨセフ】

幼稚園、保育園を対象に益田市内、鹿足郡、浜田市内の13園を巡回し、体育教室を行っているヨセフ体育教室 体育指導員の澄川愛氏から、体育教室の必要性、運動のねらいなどについて説明を受けました。

体育教室は、まだ体育にお金を払うという概念がない45年前、パイオニア的に始め、現在に至っています。子どもの運動神経が伸びていく時期は「ゴールデンエイジ」と呼ばれ、中でも「プレゴールデンエイジ」と呼ばれる幼児期は貴重な時期であり、この時期の運動経験がとても重要となります。幼児期に運動神経を伸ばすには「遊び」が必要であり、体を動かすことが嬉しいと思うことが何よりも大事であると話されました。益田市原浜保育所では、実際に体育教室を見学しましたが、園児が「遊び」の中で愉悦しく体を動かしているのが印象的でした。県内の先駆的な取組であり、園の多忙感の解消、子どもたちの健全な心身の発育などに効果的であると感じました。



体育教室のようす(原浜保育所)

【放課後児童クラブスーパーバイザー】

島根県では、令和2年度から放課後児童クラブの充実に向けて「放課後児童クラブスーパーバイザー」を配置(県東部・隠岐: 2名、西部1名)し、県内すべての児童クラブを巡回しています。西部担当の高嶋尊子スーパーバイザーから、巡回支援の状況、運営の充実に向けた施策の企画などについて説明を受けました。



高嶋尊子スーパーバイザーとの意見交換

スーパーバイザーの業務として、西部80か所の全放課後児童クラブを訪問して課題や問題を聞き、他のクラブでの好事例などを紹介しています。また、各クラブからの悩みに対して現場に出向き、アドバイスを実施しています。そのほか、各市町村の担当者から相談があれば、支援員の資質向上のための研修会の企画や、近隣のクラブをつなげるよう、市や県と連携したクラブの充実に向けた支援を行っています。

全体の課題として、人材確保があげられます。職員の考え方や意見の相違による離職者が多くのことも要因の一つとなっているようです。また、相談として最も多いのは児童・保護者対応と職員間の関係であり、対応としては、状況も異なることから、それぞれに見合ったアドバイスをしていくしかないと感じているとの話がありました。相談を受け、的確なアドバイスを行う業務は大変だと思いますが、県内で運営形態やスペース、職員の配置人数などまちまちである中、支援員同士の研修会やクラブ間の連絡会などの実施、スタートアップの支援、児童クラブの充実に向けた施策の企画・調整など、スーパーバイザーの役割の重要性を再認識させられました。



編集後記

9月定例会では、エネルギー価格・物価高騰対策に係る補正予算のほか、令和4年度の決算認定の議案などが上程され、審議しました。

エネルギー価格をはじめ物価高騰は、県民生活に大きな影響を与えています。賃金が物価上昇に追い付かない中、政府には継続した対策を求めるとともに、島根県としても地域の実情を把握し、必要な施策を独自に講じていく必要があります。また、「物流の2024年問題」をはじめ、各産業では深刻な人材不足が生じています。現場人材の確保に向けて、働き方の見直しや働く環境、労働条件の改善などを着実に推進していく必要があります。

決算認定は、12月議会まで継続審査されることになっています。審議を通して、実施してきた施策について検証、課題を抽出し、次年度予算に反映していくことが極めて重要です。次年度は新たな島根創生計画を策定する年になります。引き続き積極的な意見反映により、施策の充実を求めていきたいと思います。



www.michizou.net

発行：民主県民クラブ
責任者：島根県議会議員 岸 道三



〒693-0035 出雲市芦渡町437 TEL(Fax 兼用)0853-21-0621
E-mail:kishi.michizou@gmail.com